

宮城教育大学における物品購入等契約における取引停止等の取扱基準

平成 20 年 1 月 25 日制定

(目的)

第 1 条 国立大学法人宮城教育大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務（設計・コンサルティング等業務を除く。）その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この基準の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この基準において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第 3 条 国立大学法人宮城教育大会計規程（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「会計規程」という。）第 5 条第 1 項に規定する会計事務統轄者は、本学と購入等契約を行おうとする者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件の 1 に該当する場合は、状況に応じて別表各号及びこの基準の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

- 2 会計事務統轄者は、国等の機関において取引停止等の措置を受けた業者の通知を受け、又はその他により知り得た場合においては、前項の措置を適用する。
- 3 会計事務統轄者は、取引停止等の措置を講じた場合は、会計規程第 5 条第 2 項に定める契約責任者に対し当該措置の内容を通知するものとする。

(取引停止の期間の特例)

第 4 条 業者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が次の各号の 1 に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の取引停止の期間が 1 か月に満たないときは、1.5 倍）の期間とする。
 - 一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第 1 1 号及び第 1 2 号又は第 1 3 号から 1 8 号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 1 号及び第 1 2 号又は第 1 3 号から第 1 8 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。)
- 3 会計事務統轄者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。
- 5 会計事務統轄者は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第 5 条 会計事務統轄者は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書等

の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(下請等の禁止)

第6条 会計事務統轄者は、取引停止の期間中の業者が本学の発注する購入等契約（以下「本学発注契約」という。）の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでないものとする。

(取引停止の通知等)

第7条 会計事務統轄者は、第3条の規定により取引停止を行い、又は第4条第3項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第8条 会計事務統轄者は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則 (20規第2号制定)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

別表 取引停止の措置基準

措 置 要 件		期 間
(虚偽記載)		
1	本学発注契約に係る手続きにおいて、本学及び各省各庁における一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請資料その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
2	国、地方公共団体及び関連法人における購入等契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般契約」という。）に係る手続きにおいて、一般競争及び指名競争入札参加資格の申請資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(過失による粗雑な契約履行)		
3	本学発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行ったと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
4	一般契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行った場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(契約違反)		
5	本学発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
6	一般契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)		
7	本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
8	一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)		
9	本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
10	一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内
(贈賄)		
11	次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内
12	次のイ、ロ又はハに掲げる者が一般契約においてその職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内
(独占禁止法違反行為)		
13	本学発注契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条、以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内
14	一般契約において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
(談合等)		
15	本学発注契約において、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内
16	本学発注契約において、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内
17	一般契約において、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当と認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内
18	一般契約において、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当と認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為)		
19	前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
20	前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

注) 別表に言う「関連法人」とは国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構等の独立行政法人及び政府関係機関・公団・事業団・各種団体などをいう。